平塚市監査委員 髙梨 秀美

同 井澤 郁人

同 須藤 量久

同 吉野 和美

監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により その結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成30年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

- (1) 学校教育部 教育施設課 学校給食課 子ども教育相談センター
- (2) 環境部 環境政策課 収集業務課
- (3) 行政委員会等 議会局

2 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成31年1月31日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽 出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

なお、議会局の監査においては、議会選出の監査委員である須藤量久委員及び吉野和美委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3)支出事務 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

学校教育部

(1) 教育施設課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出事務については、便所清掃業務委託において仕様書に定めた清掃回数に満たない内容の実績報告書について調査等をせず履行確認を行っていたものがあったので、 事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。 イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 学校給食課

- ア財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
東部学校給食共同調理場	・1階玄関の天井、梁に雨漏り、塗装剥離
	・2階北側通路の梁・壁にクラックあり
北部学校給食共同調理場	・外壁モルタルに剥離・浮きあり
	・玄関横 屋根モルタルに剥離あり

(3) 子ども教育相談センター

- ア財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
子ども教育相談センター	・網戸枠の腐食劣化
	・サッシに錆、網戸の劣化・開閉不良
	・プレイルーム等の壁に陥没、クロスめくれ
	・手摺の一部にぐらつき
	・照明器具の安定器不具合

環境部

(1) 環境政策課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出事務については、報償費において実施要領の定めとは異なる手順で支払いが行われていたものがあり、また、資金前渡を受けた費目について確認検収者の誤りなどが複数あったので、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 収集業務課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、市有土地貸付料において納付期限が未設定だったので、平塚市財務規則に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりであり、指摘事項について適切に対処されたい。

施設名	監査結果
ごみステーション用地	○ 指摘事項
	用地の管理を開始した時点または開始後
	に、用地内に電柱等が設置されていたのにも
	かかわらず、その確認を怠っていたため平塚
	市市有財産規則に基づく手続きをしていなか
	った期間があった。
	所管する市有財産の管理を徹底するととも
	に、今後の事務の執行にあたり適正な措置を
	講じられたい。
平塚駅北口公衆便所	良好に管理されていた。

行政委員会

- (1) 議会局
 - ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
 - イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以上